

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

本計画の実効性を高め、取組の継続・定着を目指していくためには、県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県といった各主体が自らの役割を十分認識した上で、持続可能な循環型社会の構築に向けた積極的な取組を展開する必要があります。

また、各主体が個々に行動するだけでなく、各主体の知識や知見を活用し、相互にコミュニケーションを図りながら、連携・協働により取り組む必要があります。

本計画において各主体に望まれる基本的な役割は、次のとおりです。

(1) 県民の役割

県民は、消費者であり、自らも廃棄物の排出者であることから、ごみの減量や分別、資源化等への取組を通じて、環境への負荷の低減に配慮する責任があります。

そこで、県民は商品の選択から使用、廃棄に至るまでの間、3Rの視点からライフスタイルの見直しに努めるとともに、市町村が行う分別収集への協力や自らが排出した廃棄物の適正処理のための費用を負担することが求められます。

また、地域の生活環境の保全を担う一員として、不法投棄等の監視・通報など不適正処理の根絶に向けた市町村及び県の施策に積極的に協力するとともに、環境学習や普及啓発事業に積極的に参加し、循環型社会に関する知識・意識の向上に努めることが期待されます。

(2) 民間団体の役割

NPO等の民間団体は、自ら循環型社会づくりに資する活動や県民の自主的な取組の推進役として市町村や県と協力し、取組等の普及啓発を図ることが求められています。

また、このような活動を通じて社会的な信頼性を高めるとともに、最新の情報の収集や専門的な知識の発信することにより、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を積極的かつ継続的に担うことが期待されます。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

また、原料の選択、製品の設計、生産工程や流通過程、販売に際して、可能な限り廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に取り組み、併せて、廃棄物になった場合に適正処理が困難にならない製品の開発や、製品の適正処理方法の情報提供等により、適正処理が困難にならないようにすることが求められています。さらに、生産者として、製品の耐久性向上や修繕体制の整備などによる排出抑制、製品の設計や材質の工夫等により適正な循環的利用が行われるよう取り組むことも求められています。

なお、市町村及び県が実施する諸施策に対して積極的に協力することも期待されます。

(4) 廃棄物処理業者の役割

循環産業の主な担い手である廃棄物処理業者は、排出事業者の協力のもと、廃棄物系バイオマス等の循環的利用や処理・処分の高度化等を進めつつ、事業活動に伴う環境負荷の低減や生活環境の保全に努めるとともに、社会活動の維持に不可欠なインフラの担い手として、災害時や感染症流行時などにおいても、安定的な処理体制を維持することが求められています。

また、積極的な情報公開を行うほか、県民から信頼される施設整備と維持管理を行うことも求められています。

さらに、県及び市町村が実施する諸施策に積極的に協力することが期待されます。

(5) 市町村の役割

市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、区域内における一般廃棄物の発生抑制、分別、資源化等に関する取組の普及啓発や情報提供、幅広い世代への環境教育等を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進することが求められます。

また、分別収集の検討や一般廃棄物の再生利用先の確保等、収集運搬・処理処分体制の整備、排出事業者への指導に努め、適正処理やさらなる循環的利用に努める役割を担っています。

さらに、廃棄物を適正かつ効率的に処理するためには、地域間の連携や協力も不可欠であることから、市町村間における連携を図るとともに、県などと連携・協力し、施策を推進することが期待されます。

(6) 県の役割

県は、発生抑制、分別、資源化等に関する普及啓発を県民へ行うとともに、事業者に対しては産業廃棄物の排出抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に関する指導監督や必要な情報の提供を行います。

市町村に対しては、各市町村における取組や現状等について把握し、意見交換会等において、情報の提供や技術的助言を行います。併せて、一般廃棄物及び産業廃棄物について、総合的、計画的な観点から、3R及び適正処理の推進に努め、持続可能な循環型社会の構築に向けた仕組みづくりや新たな施策などの検討を行います。

また、大規模災害等をはじめとする市町村や県をまたぐような事案の発生に対しては、市町村、近隣都県や国とも連携し、安全な廃棄物処理体制が維持できるよう努めます。

7.2 進行管理

本計画の進行管理については、マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）の考え方に基づき、計画・施策の立案（P L A N）、施策事業の実施（D O）、定期的な施策事業の進捗状況の点検・評価（C H E C K）、点検・評価を受けた施策事業の改善、計画の改定（A C T）という一連の手續に沿って、県の施策の進行管理を実施していきます。

なお、進捗状況の点検・評価については、ごみの排出量等の推移を含め千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に点検結果を報告し、評価を受けるものとします。

その結果については、千葉県のホームページ等で広く公開し、県民、民間団体、事業者等から意見や提言を求め、施策事業等の改善に反映していきます。

図7-2-1 マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）

